

# 『記』『紀』にみえる巨木伝承

——その展開と定着——

青 木 周 平

## 一 はじめに

「樹木」に関する伝承は、時代・地域を問わず、数多く存在する。たとえば、柳田國男氏が監修された『日本傳説名彙』の「木の部」に報告された諸伝説を一覧しただけでも、その数の多さと共に、内容も多種多様であることがわかる。しかし、ここで問題にしようとするのは、『古事記』『日本書紀』（以下『記』『紀』と略す）及び「風土記」という、いわゆる古代における巨木伝承である。そして、それらの比較・検討を通して特に注目したいのは、『記』『紀』における巨木伝承——具体的には仁徳記の「枯野」伝承及び景行紀の「御木のさ小橋」伝承

——のあり方である。小橋は、古代における巨木伝承の展開の諸相を明らかにすると共に、巨木伝承と歌謡の交渉という視点から、『記』『紀』の二つの伝承に、新しい意味を考えてみようとする試みである。

## 二 巨木伝承の規定と意義

まず、古代の巨木伝承と認められる伝承を列挙してみ<sup>(注1)</sup>る。

(1) 此之御世、兔寸河之西、有<sup>二</sup>一高樹<sup>一</sup>。其樹之影、當<sup>二</sup>旦日<sup>一</sup>者、速<sup>二</sup>淡道嶋<sup>一</sup>、當<sup>二</sup>夕日<sup>一</sup>者、越<sup>二</sup>高安山<sup>一</sup>……

(仁徳記・枯野の伝承)

(2) 明石驛家 駒手御井者 難波高津宮天皇之御世 楠

生<sub>二</sub>於井上<sub>一</sub> 朝日蔭<sub>二</sub>淡路嶋<sub>一</sub> 夕日蔭<sub>二</sub>大倭嶋根<sub>一</sub>……  
〔釋日本紀〕所引〔播磨國風土記〕

(3) 秋七月辛卯朔甲午。到<sub>二</sub>筑紫後國御木<sub>一</sub>。……有二老  
夫<sub>一</sub>曰。是樹者歷木也。嘗未<sub>レ</sub>僵之先。當<sub>二</sub>朝日暉<sub>一</sub>。  
則隱<sub>二</sub>杵嶋山<sub>一</sub>。當<sub>二</sub>夕日暉<sub>一</sub>。亦覆<sub>二</sub>阿蘇山<sub>一</sub>也。……  
〔景行紀十八年・御木のさ小橋の伝承〕

(4) 昔者 棟木一株 生<sub>二</sub>於郡家南<sub>一</sub> 其高九百七十丈

朝日之影 蔽<sub>二</sub>肥前國藤津郡多良之峯<sub>一</sub> 暮日之影  
蔽<sub>二</sub>肥後國山鹿郡荒爪之山<sub>一</sub>云々……〔釋日本紀〕所  
引〔筑後國風土記〕

(5) 昔者 樟樹一株 生<sub>二</sub>於此村<sub>一</sub> 幹枝秀高 莖葉繁茂  
朝日之影 蔽<sub>二</sub>杵嶋郡蒲川山<sub>一</sub> 暮日之影 蔽<sub>二</sub>養父  
郡草横山<sub>一</sub>也……〔肥前國風土記〕佐嘉郡〕

かつて、高木敏雄氏はその著『比較神話学』において、(1)〈枯野の伝承〉及び『釋日本紀』所引の二個の説話(2)(4)を例証として、「古史に見ゆる、一種特別の形式を有する、一群の樹木説話を「大樹説話」と称された。そして、その説話の目的を「唯此樹の性質を賛美する」ことにあると論じられた。<sup>(注2)</sup> おそらくこれが、巨木伝承の規定に関する最初の発言であろう。この高木氏の見解をうけついで、さらに用例を加え比較検討されたのは、倉野憲司氏である。倉野氏は『古事記の新研究』に

において(1)〈枯野の伝承〉を分析し、「大樹説話」を次の四つの要素から成るとされた。

一、或所に或大樹があつて、其の樹の影は、朝日に當れば××に及び、夕日に當れば××を越ゆといふ話。

二、或大樹を伐つて船を作るといふ話。

三、大樹で作つた船を且夕大御水を運ぶ用に供してゐたが、或時遂に破損してしまふといふ話。

四、そこでその破損した船で鹽を焼き、その焼け遣りの木で琴を作つたら、その琴の音は七里に響くといふ話。

そして、

換言すれば、大樹説話は原始形なる第一要素を有する説話から、漸次第二、第三、第四の要素を加へつゝ、是等の四要素を具有する最も新しく且つ最も複雑した説話に進化して行つたのである。

<sup>(注3)</sup>と論断された。倉野氏は後に出版された『古代文学の研究』において、分析の用例を(1)〈枯野の伝承〉から(2)〈速鳥の伝承〉に変えられているが、説話の発展段階に論究し、第一の要素に「大樹説話」の主要な意義を指摘された点は、卓見であると思われる。この他に、巨木伝承の規定について論じたものとして、相磯貞三氏の見解

がある。相磯氏は『記』の〈枯野の伝承〉、すなわち(1)を四つの要素に分けられ、それをもって「巨木伝説」の「完全な形態」とされた。<sup>(注5)</sup>しかし相磯氏は、なぜ〈枯野の伝承〉を「完全な形態」と見なすか、その根拠を提示されていない。

(1) 〈枯野の伝承〉をもって巨木伝承の典型とする場合、どうしても考えねばならぬ問題は、巨木伝承の要素として倉野氏の最も重視される第一の要素が、『紀』の同伝承において欠落していることである。その意味は、『記』『紀』の比較を通して、より緻密に論じられねばなるまい。さらに、これら三氏に共通して言えることは、(3) 〈御木のさ小橋の伝承〉が、第一の要素を「一老夫」の言として語らせていることの意味に、ふれておられぬことである。この二点は、後に詳述しようと思う。ここでは、巨木伝承を規定する場合、倉野氏の言われる第一の要素が最も重要な部分であることを確認し、「唯その樹を賛美する」為と論じられた類型のもつ意味について、私見を述べてみたい。

本章冒頭部に挙げた(4)(5)は、共に風土記の用例であり、地名起源説話としてまとめられている。そして、倉野氏のいわれる第一の要素をもつ点は、(1)と(3)と同様である。風土記には、大樹をもって地名起源を説く伝承

が、他にも存在する。

○昔者 此村有<sub>二</sub>洪樟樹<sub>一</sub> 因曰<sub>二</sub>球珠郡<sub>一</sub> (豊後國風土記) 球珠郡)

○昔者 郡東桑木村 有<sub>二</sub>桑生之<sub>一</sub> 其高極陵 枝幹直美 俗曰<sub>二</sub>直桑村<sub>一</sub> 後人改曰<sub>二</sub>直入郡<sub>一</sub> 是也(同右、直入郡)

右の伝承は、立派な、威光のある木をもって、それぞれの土地を代表させ、その地名起源に結びつけたものと認められる。とすれば、それらの大樹にはその土地の象徴としての意味があると考えられる。ここで想起されるのは、『播磨國風土記』にみえる次の伝承である。

所<sub>三</sub>以稱<sub>二</sub>談奈志<sub>一</sub>者 伊和大神 占<sub>二</sub>國之時<sub>一</sub> 御志植<sub>二</sub>於此處<sub>一</sub> 遂生<sub>二</sub>榆樹<sub>一</sub> 故稱<sub>二</sub>名談奈志<sub>一</sub> (攝保郡、林田里)

この「榆樹」が〈国占め〉の表示としての意味をもつことは、明白である。柳田國男氏は、「杖の成長した話」の中で、「杖立て伝説」を多く報告され、「ツエの本来は榜示であり、忌杖が靈境を點定するものであった」と述べられている。<sup>(注6)</sup>ここで、樹木に杖と同様な意義——土地の占有権の表示——が見い出されるのは、注意してよいと思う。

(1)と(5)に見られる、「樹の影が××に及ぶ」という表

現は、その威光が及ぶ——つまり、その樹により象徴される占有権が及ぶ——範圍を示す、という意味をもっていただけではなからうか。雄略記にある「天語歌」の第一歌は、宮讚めの詞章ではじまる雄大な宮廷寿歌である。その中の

新嘗屋に 生ひ立てる 百足る 槻が枝は 上つ枝  
は 天を覆へり 中つ枝は 東を覆へり 下つ枝は  
鄙を覆へり

という部分<sup>(金七)</sup>は、槻の木が天・東・鄙を覆うことによつて、朝廷の支配権の確立をうたっている。巨木が土地を覆うことには、重要な意義があると看取される。

まず、風土記の用例(4)(5)には、上述の意味を認めてよいであろう。又、この(4)(5)には、倉野氏のいわれる第一の要素しかない。氏はこの要素を「原始形」と規定されたが、本稿においても、巨木伝承の本来的意義を、第一の要素に認めたい。それらの樹は、地方に根づいた、その土地の占有権のシンボルとしての神聖な樹である。地名と結び付き、独立した伝承として存在する理由も、その点に認め得るのである。

(1)(2)(3)の伝承は、他の要素(たとえば第二、第三、第四の要素)をも備えている。次章以下、『記』『紀』に定着した巨木伝承のあり方を個々にみてゆくことにより、巨

木伝承の發展の問題について論じてみたい。

### 三 「枯野の船」

『記』の枯野伝承は、「此之御世」という書き出しではじまり、遊離説話としてのまとまりをもっている。又、その遊離説話というあり方を『記』の特殊性として重視する見解もある<sup>(注6)</sup>。しかし、ここでは、仁徳記に記されているのはそれなりに意味があるのではないかという視点から、当伝承を見直してみよう。

まず『記』『紀』の比較を行つてみたい。煩瑣を避ける為、『紀』の異同は『記』の該当部の次に、相違点のみ一段下げてまとめる。『紀』の本文は、必要に応じて引用する。

①此之御世、兔寸河之西、有二高樹。其樹之影、當旦日者、速<sub>ニ</sub>淡嶋道、當<sub>ニ</sub>夕日者、越<sub>ニ</sub>高安山。

『紀』には無い。

②故、切<sub>ニ</sub>是樹<sub>一</sub>以作<sub>ニ</sub>船<sub>一</sub>、甚捷行之船也。時号<sub>ニ</sub>其船<sub>一</sub>謂<sub>ニ</sub>枯野<sub>一</sub>。

伊豆國に船を造らせたと記す。又、枯野の命名譚に「由<sub>ニ</sub>船輕疾<sub>一</sub>名<sub>ニ</sub>枯野<sub>一</sub>。是義違焉。若謂<sub>ニ</sub>輕野<sub>一</sub>。後人訛歟。」という細注がある。(応神紀五年冬十月条)

③故、以<sub>二</sub>是船<sub>一</sub>旦夕酌<sub>二</sub>淡道嶋之寒泉<sub>一</sub>、獻<sub>二</sub>大御水<sub>一</sub>也。  
『紀』には無い。

④炫船破壊以燒<sub>レ</sub>塩、取<sub>二</sub>其燒遺木<sub>一</sub>作<sub>レ</sub>琴、其音響<sub>二</sub>七里<sub>一</sub>。余、歌曰、(歌謡略)

此者志郡歌之歌返也。

「初枯野船爲<sub>二</sub>鹽薪<sub>一</sub>之曰……」と、④の伝承に続けて記す。歌った人物を応神天皇とする。又、歌曲名を記さない。(応神紀三十一年秋八月条)

④『紀』のみにある伝承。伊豆国より貢上された官船「枯野」が、朽ちて後の話。諸国に五百籠の鹽を与え、五百船を貢上させたこと、及び、失火を原因として、新羅王が能き匠者を貢上したことを語る。又、枯野船を鹽の薪として焼いた理由を、後世に名を伝える為であると明記している。(応神紀三十一年秋八月条)

『記』『紀』両伝承で共通するのは、②④である。すなわち、軽く速く走る由に名付けられた「枯野船」が、鹽の薪として焼かれ、その燃え残りの木で琴を作った。その琴の音がすばらしく、歌をうたうという部分である。遊離説話としての枯野伝承を想定する場合、この両部が重要な位置を占めるであろう。

④に含まれる歌謡は、『記』『紀』両書でまったく異同

が無く、又、『記』に「志都歌之歌返」とある点から、(注9) 宮廷歌曲としての伝統ある、重要な歌謡であることがわかる。

枯野を 鹽に焼き 其が余り 琴に作り 掻き弾く  
や 由良の門の 門中の海石に 振れ立つ 漬の木  
の さやさや

琴を弾くという行為は、「天皇控<sub>二</sub>御琴<sub>一</sub>而、建内宿祢大臣居<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>沙庭<sub>一</sub>、請<sub>二</sub>神之命<sub>一</sub>。」(仲哀記)、「則隨<sub>二</sub>神言<sub>一</sub>而皇后撫<sub>レ</sub>琴。」(前紀の二云)等の例によると、神意を占うという意味がある。「掻き弾くや」という行為に注目すると、右の歌謡も、何らかの神事を背景にもって成立したと推察される。又、琴の響きと「漬の木」——おそらく海藻のことであろう——の揺らぐ様子をダブルイメージ化できる人々により、本来的には伝承されていた歌謡であったと思われる。さらにこの歌謡で注意されるのは、「枯野を 鹽に焼き」という詞章が、「枯野」『枯野船』であることを前提とした理解で、「枯野船」に関する伝承を背景に、成立したものと看取されることである。④の地の文は『記』『紀』共に、歌謡の前半部と対応し、歌謡を中心とした「枯野船」の後日譚を形作っている。しかし、なぜ「枯野」と名付けられたかを述べる②において、『紀』が注で疑を挟んでいる点は、注意し

てよいと思われる。<sup>(注七)</sup>『紀』の成立時においては、「枯野」

という字義により理解し得る可能性をもっている。はやく走る船である由のカラ(軽)野という命名譚は、他にも類型があり、一般的であり方としてうけとれる。が、

歌謡を中心に考えると、又別の理解も可能であろう。

「枯」という字義には、「かわく、乾燥する」という意味がある。<sup>(注三)</sup>昔の琴は桐の板を火で焼いて焦がすこと、及び

『後漢書』の桐を焼いて作った琴が美音であったという

「焦尾琴」の例を考えると、歌謡の「枯野」のもつイメージとしては、乾燥した船の材というところに主たる理解があると考えられる。そこで、歌謡の理解がどこまで

及んでいるかという点について考えてみる。

『釋日本紀』所引「播磨國風土記」は、『記』の伝承とほぼ同様の型をもっている。

(一)明石驛家 駒手御井者 難波高津宮天皇之御世 楠

生<sub>三</sub>於井上 朝日蔭<sub>二</sub>淡路嶋<sub>一</sub> 夕日蔭<sub>二</sub>大倭嶋根<sub>一</sub>

(二)仍伐<sub>二</sub>其楠<sub>一</sub>造<sub>レ</sub>舟 其迅如<sub>レ</sub>飛 一機去<sub>二</sub>越七浪<sub>一</sub>

仍號<sub>二</sub>速鳥<sub>一</sub>

(三)於是 朝夕乘<sub>二</sub>此舟<sub>一</sub> 為<sub>レ</sub>供<sub>二</sub>御食<sub>一</sub> 汲<sub>二</sub>此井水<sub>一</sub>

一旦不堪<sub>二</sub>御食之時<sub>一</sub> 故作<sub>レ</sub>歌而止 唱曰

住吉の 大倉向きて 飛ばばこそ 速鳥と云はめ

何か速鳥。

(一)～(四)が、それぞれ『記』の①～④に対応するが、

『記』の枯野伝承と大きく異なるのは、(四)の部分である。

(四)の歌謡は、「御井のある住吉の大倉に向かつて、飛ぶように速く進んでこそ速鳥と言おうが、(食事に間に合わないよう)で) どうして速鳥なものか」という意であろう。

「何か速鳥」という詞章は、(四)の地の文の作歌事情を踏まえて、括弧の意味を補ってはじめて理解できる部分である。この「速鳥」を

船名播磨。速鳥並叙<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。(『續日本紀』天平宝字二年三月条)

とみえる船と同一とみるならば、「枯野船」同様、宮廷に広く知られた官船であったのかも知れぬ。この二船が、共に同様の命名譚(②(三))をもち、同様の伝承パターンであるのは、御井(寒泉)の水を汲むという、官船として同様の役目をもっていたところに起因する、と考えられる。

しかし、「速鳥」の伝承が、一貫して御井の水を供すという船の役目に伝承の主眼を置くのに対して、枯野伝承は、『記』『紀』共に後日譚(④(四))にその主眼がある為に、伝承の質は、同列には論じられぬ点がある。④は、「枯野船」自体にはなくて、それをもって作った「琴」の音が遠くへ響くことを述べた部分である。すで

に伝承の主眼は、船から琴に移っている。④四の相違は、おそらく、それぞれに含まれる歌謡との関連において把握されるべきであろう。すなわち、④四は、歌謡の内実によって変化し得る部分であり、その歌謡にまつわる理解は、①②③に及んでいないことが、(一)(二)との比較により確認されるのである。とすれば、④は独立して存在し得る伝承であり、枯野伝承は、本来巨木伝承とは別の成立をもっていたと考え得るであろう。④の『紀』の伝承が、「初枯野船……」と④に不自然な形で接続しているのは、資料の別を示すと共に、伝承としての独立性が看取される点、右の考えを補強するあり方といえよう。

以上、『記』『紀』で共通する部分を中心に述べてきたが、次に、両書で異なる部分を見てゆきたい。

『紀』が②において、伊豆国と枯野船を結びつけるのは、歴史的な根拠がある。すなわち、『神名帳』に伊豆国田方郡「輕野神社」があり、『倭名類聚抄』卷六(二十卷本)に、同郡「狩野」がみえるからである。少くとも『記』が①によって、和泉国の「兔寸河」の木を用いたとするよりも、史実を踏まえた記事であろう。このような『紀』の態度は、④を加えていることにも窺える。この部分は、渡来系木工技術者である猪名部の始祖伝承と

して、まとまっている。④は『記』には無く、別資料によった記事であろう。<sup>(注17)</sup> 応神天皇条には、『記』『紀』共に、新羅・百濟系氏族の渡来伝承を載せる。特に応神紀は、『百濟記』という朝鮮資料をも用い、対外交渉の記事が多い。<sup>(注18)</sup> 『紀』が枯野伝承を応神天皇条にひきつけたのも、④があることと無関係ではあるまい。『紀』は、この伝承を大きく扱うことによって、応神朝にふさわしい国内及び渡来系氏族の服属を語り、そこに枯野伝承の主眼を置いていると推察される。

一方、『記』には、独自の①③部がある。なぜ『記』が枯野伝承を仁徳天皇に結び付けたかは、特に③を凝視することにより、理解できるのではないか。

③故、以是船<sub>一</sub>旦夕酌<sub>二</sub>淡道嶋之寒泉<sub>一</sub>、獻<sub>二</sub>大御水<sub>一</sub>也。  
『記』『紀』において「淡道嶋」が重要な位置を占めていることは、「国生み神話」やたび重なる天皇の御猟行幸に関して、つとに説かれているところである。③は、安寧記の「淡道之御井宮」及び、反正紀にある

天皇初生<sub>三</sub>于淡路宮<sub>一</sub>。生而齒如<sub>二</sub>一骨<sub>一</sub>。容姿美麗。

於<sub>レ</sub>是有<sub>レ</sub>井。曰<sub>三</sub>瑞井<sub>一</sub>。則汲之洗<sub>二</sub>太子<sub>一</sub>。時多遲花落  
有<sub>三</sub>于井中<sub>一</sub>。因為<sub>二</sub>太子名<sub>一</sub>。<sup>(前紀)</sup>

という伝承と、同じ泉に関する伝承であろう。<sup>(注19)</sup> 仁徳天皇は、難波の地(高津宮)に即位したとあるが、河内・難波

に即位した天皇にとって、「淡道嶋之寒泉」は重要な意味をもっていたことは、想像に難くない。反正天皇も河内(柴垣宮)に即位したとあるが、右の反正紀の御井が、天皇の生誕に関わる、信仰的に重要な意義を有している点<sup>(注22)</sup>は、ここで欠かせない視点であろう。このような重要な意義をもつ寒泉を運ぶのが、「枯野船」の役目であったという理解が、仁徳記に枯野伝承をひきつけたのではあるまいか。以上のことを前提に考えれば、①の

此之御世、兔寸河之西、有<sup>二</sup>高樹<sup>一</sup>。其樹之影、當<sup>二</sup>旦日<sup>一</sup>者、逮<sup>二</sup>淡道嶋<sup>一</sup>、當<sup>二</sup>夕日<sup>一</sup>者、越<sup>二</sup>高安山<sup>一</sup>。

という巨木伝承は、やはり単に、りっぱな樹であることを示しているという理解では不十分だと思われる。『記』が河内の樹を用い、その影が淡路島から高安山に至るのは、難波に都した仁徳天皇の支配地の縮図であり、先に挙げた「天語歌」の詞章と、同様の意義を見いだせるであろう。つまり、『記』の枯野伝承は、宮廷歌曲(志都歌之歌返)を中心とする伝承に巨木伝承を結び付けることにより、仁徳天皇にふさわしい伝承として成立したと言い得る、と考えるのである。

#### 四 「御木のさ小橋」

枯野伝承が、歌謡を中心とした伝承に巨木伝承が結び

付く形で成立したのに対し、「御木のさ小橋」伝承は逆のケース、つまり、巨木伝承に歌謡が結び付くという経緯が考えられる。以下、そのことを具体的に論じてみたい。

①秋七月辛卯朔甲午。到<sup>二</sup>筑紫後國御木<sup>一</sup>。居<sup>二</sup>於高田行宮<sup>一</sup>。

②時有<sup>二</sup>僵樹<sup>一</sup>。長九百七十丈焉。百寮蹈<sup>二</sup>其樹<sup>一</sup>而往來。時人歌曰。(歌謡略)

③爰天皇問之曰。是何樹也。有<sup>二</sup>一老夫<sup>一</sup>曰。是樹者歷木也。嘗未<sup>レ</sup>僵之先。當<sup>二</sup>朝日暉<sup>一</sup>。則隱<sup>二</sup>杵嶋山<sup>一</sup>。當<sup>二</sup>夕日暉<sup>一</sup>。亦覆<sup>二</sup>阿蘇山<sup>一</sup>也。

④天皇曰。是樹者神木。故是國宜<sup>レ</sup>號<sup>二</sup>御木國<sup>一</sup>。(景行紀十八年冬)

『紀』は、景行紀十二年秋七月の熊襲の反乱を契機として、十九年秋九月に至るまで、実に八カ年もの景行天皇の西征を語る。その間に、計十の地名(国名)起源伝承が挿入されているが、それらの多くが、現存する九州の諸風土記と類似の伝承であることは、周知の如くである<sup>(注24)</sup>。右に挙げたのは、このうち御木国の起源伝承の部分であるが、これは、『釋日本紀』所引「筑後國風土記」に、対応伝承をもつ。

③昔者 棟木一株 生<sup>二</sup>於郡家南<sup>一</sup> 其高九百七十丈



朝日之影 蔽<sub>二</sub>肥前國藤津郡多良之峯<sub>一</sub> 暮日之影

蔽<sub>二</sub>肥後國山鹿郡荒爪之山<sub>一</sub>云々

④因曰<sub>二</sub>御木國<sub>一</sub> 後人訛曰<sub>二</sub>三毛<sub>一</sub> 今以為<sub>二</sub>郡名<sub>一</sub>

(圈点を付した文字は、『紀』の伝と用字上一致するものである。)

ここで、『紀』と「筑後國風土記」の伝承を比較してみる。

①景行紀は、景行天皇西征伝承の一貫としてあるが、風土記では景行天皇と結び付いていない。

②景行紀では歌謡を含むが、風土記には無い。又、九百七十丈という樹の長さが一致するのは、両伝の密接な関係を示す。

③④景行紀では、僵れた樹を問うたのに、一老人が答える形で巨木伝承を語る。巨木伝承においては、樹名が「歴木」に対して「棟木」、樹の蔽う山が「杵嶋山・阿蘇山」に対して「多良之峯・荒爪之山」という相違がある。

④④景行紀は御木国と命名する由縁を、神木であるからと理由づける。風土記では省文があるものの、巨木伝承を直接地名起源に結び付けている。

景行天皇西征伝承が、九州諸風土記と対応する部分  
は、先に述べた如く十カ所に及ぶ。その中で、この御木

国の起源伝承は、対応する両伝で最も異同が大きい部分である。<sup>(注2)</sup>

②②、③③の相違と用字上の一程度の低さを考へると、この両伝は、共通の巨木伝承を資料にしていることは言えるが、直接の文献関係を考へるのは危険である。さらに重要な相違は、「筑後國風土記」の伝承が、景行天皇との結び付きを明記していないことである。景行紀に対応する風土記で、景行天皇に伝承を結び付けない例は、右を除いて他に無い。巨木伝承が貴人の巡行伝承に取り入れられるという経緯が、ここで考えられる。巨木伝承が貴人の巡行伝承に結び付いた例としては、次の伝承がある。

(三)昔者 樟樹一株 生<sub>三</sub>於此村<sub>一</sub> 幹枝秀高 莖葉繁茂

朝日之影 蔽<sub>二</sub>杵嶋郡蒲川山<sub>一</sub> 暮日之影 蔽<sub>二</sub>養父

郡草横山<sub>一</sub>也

(四)日本武尊 巡幸之時 御<sub>二</sub>覽樟茂榮<sub>一</sub> 勅曰此國可<sub>レ</sub>

謂<sub>二</sub>榮國<sub>一</sub> 因曰<sub>二</sub>榮郡<sub>一</sub> 後改號<sub>二</sub>佐嘉郡<sub>一</sub> (『肥前國風

土記』佐嘉郡条)

(三)(四)は、③③・④④にそれぞれ対応する。まず(三)で巨木伝承を述べ、その樹を見た日本武尊の勅が地名になるという型である。地名を勅することが、その土地を掌握した証になるのであろう。

景行天皇の西征の目的も、むろん土地の掌握、まつろ

わぬ人々の征伐にある。しかし、この伝承を、他の『記』『紀』所収の征討伝承と比して特徴づけているのは、「巡狩」伝承としての性格をもっている点にあると考えられる。「巡狩」には、「天子が諸侯國を巡行して政治の得失、國民の休戚を察する」ための行為という意味がある。<sup>(注26)</sup>『紀』・風土記の用例においても、たとえば景行紀五十二年八月条に「冀欲巡狩小碓王所平之國。」とあるように、征伐そのものが目的というより、すでに平定し終えた國の視察という性格が見うけられる。その意味では、すでに指摘があるように、<sup>(注27)</sup> 国見につながる伝承である。景行天皇の西征伝承が、熊襲の平定という目的を掲げつつも、その過程の國々の地形を見、又、帰途の記述に大きなスペースをさいているのは、このような意義が前提になっているとみてよいであろう。御木國の起源伝承は、西征の帰路に位置付けられている。そこには、天皇の支配の再確認という重要な意味があったはずである。

以上のように、「筑後國風土記」「肥前國風土記」との比較、及び、景行天皇西征伝承の性格を合わせ考えると、③④部は重要な意味をもっているはずであり、巨木伝承も、本来的に西征伝承に含まれていたと考えられる。「御木のさ小橋」伝承が、巨木伝承の一つの発展と

みられるのは、②において、巨木を利用して作られた橋の由縁を語るとい形で、伝承を展開している点にあると考える。この②の中心となるのは、次の歌謡である。

朝霜の 御木のさ小橋 侍臣 い渡らすも 御木の  
さ小橋

右の歌謡は、地の文の理解によらなくとも十分に意味が完結していること、又、「マヘツキミ」を歌いこんで<sup>(注28)</sup> おり、宮廷内部の事情にあかるい人々の歌であるらしいこと、及び、『記』の宮廷寿歌と目される「天語歌」中の一歌

百敷の 大宮人は 鶉鳥 領巾取り掛けて 鶺鴒  
尾行き合へ 庭雀 踞集りゐて 今日もかも 酒漬  
くらし 高光る 日の宮人 事の 語り言も こそ  
ば

と同様、第三者が宮廷官人の様子を客観的に歌ったものであることを考えると、「独立した宮廷寿歌」とする見解が、当を得たものであろう。「御木のさ小橋」は、歌謡理解の為には、必ずしも「御木國の橋」ととらえなくてもよい。但、宮廷歌謡の縁起を求める性格と、「御木」を「御木國」と理解した『紀』編者が、「僵樹」という表現によって、「巨木」と「橋」を繋げる形で、②が成立したと考えられる。<sup>(注31)</sup> ②の地の文は、歌謡の説明の意味

しかもっていないと言つてよい。つまり、在地性の強い巨木伝承が貴人の「巡狩」伝承に取り込まれ、それにさらに歌謡が含まれることによって宮廷伝承として定着するという、伝承の發展経路が考えられる。

景行紀十八年条の「御木のさ小橋」伝承は、地名(国名)起源伝承として素朴な型をもつ巨木伝承が、宮廷寿歌を取り込むことにより、新たに發展したものであるといえよう。

## 五 まとめ

巨木伝承は、「枯野船」の伝承にその典型があるといふより、むしろ地名と結び付いた風土記の型にこそ、その本来的意義が認められるべきである。そして、「占有権の表示」という意義を有するが故に、それらは『記』『紀』に取り入れられたのであり、その巨木伝承の利用においては、『記』『紀』の積極的態度を認めるべきであろう。その姿は、仁徳天皇条の最後に位置し、支配権の確立を讃美する『記』の枯野伝承、景行天皇西征伝承に巡狩伝承として取り込まれた『紀』の「御木のさ小橋」伝承に認められる。

倉野氏が枯野伝承を用いて分類された巨木伝承の要素は、次のように要素を分類するとわかり易いと思う。

- (1) 巨木伝承……〈地方伝承〉としての要素
- (2) 命名譚(枯野船・御木園)
- (3) 歌謡及びそれにまつわる伝承……〈宮廷伝承〉としての要素

枯野伝承は(3)が(1)を、「御木のさ小橋」伝承は、(1)が(3)を取り込んで成立したと考えられるが、両伝を結び役目を担って(2)の命名譚があると思われる。そこには、神聖な巨木から作られた船・橋の由縁を問うという、古代人の意識が介在していると認めてよいだろう。地方伝承と宮廷伝承の接触が、新たに一つの伝承を定着させている姿を、そこにはみることができると思う。巨木の神聖さが人々の心から失なわれた時、『今昔物語集』巻第三十一、「近江國栗太郡大柞語第三十七」に見られるように、農耕の妨げをする邪魔物としての樹の話などが生ま<sup>(注32)</sup>れ、新たな展開が予測されるが、以後の展開は、小稿の及ぶ範囲ではない。

注(1) 以下、『古事記』は桜楓社本(西宮一民氏)、『日本書紀』は新訂増補国史大系本、「風土記」は岩波古典文学大系本の本文を用いる。

(2) 『比較神話学』80～81頁。(明治37年10月発行)

(3) 『古事記の新研究』218～227頁。(昭和2年3月発行)

- (4) 『古代文学の研究』100～105頁。(昭和4年12月発行)
- (5) 『記紀歌謡全註解』376～377頁。
- (6) 『定本柳田國男集』第十一卷、「神樹編」93頁。
- (7) 以下、「記紀歌謡」は、岩波古典文学大系本の書き下し文を用いる。
- (8) たとえば、倉野氏注<sup>3</sup>同書など。
- (9) 「志都歌之歌返」という歌曲名に関して、「志都歌」については、「徐に歌ふ由の名」(宣長説)や「たましづめ」(折口信夫・相磯貞三氏説)などがある。
- 「歌返」は、前歌に付随して歌うものであろう。なお、『琴歌譜』中、「茲都歌」「歌返」の譜の解説による林謙三氏「琴歌譜の音楽的解釈の試み」(『東洋音楽研究』18号)は、説得力のある論考であり、それを勘案すると、「志都歌之歌返」は、歌い方による命名であることは、ほぼ間違いないであろう。
- (10) この海漢は、おそらく漢塩焼に使用される類であろう。
- (11) 『書記集解』に「古本無蓋私記、摺入」とあり、『定本日本書紀』もこの説に従っている(中巻、231頁)。しかしこの「古本」の正体は不明であり、平安初期書写といわれる古本「田中本」にも当注は存する。後期竄入説は「田中本」の本文を否定しうる有力な根拠を持たない。従って、本注と認めてよい。
- (12) 『續歌林良材集』所引「相摸國風土記」の足輕山命名

- 譚や、後述「速鳥」の命名譚など。
- (13) 『大漢和辞典』巻六、248頁。
- (14) 田辺尚雄氏『日本音楽講話』337頁。
- (15) 『書記集解』巻之十、所引。
- (16) 『播磨國風土記』讃容郡中川の里の条に「河内國免寸村」とみえ、『神名帳』に和泉国大鳥郡「等乃伎神社」とあるによって、「免寸河」の位置が推測できよう。
- (17) 土橋寛氏『古代歌謡全注釈(古事記編)』281～282頁では、当伝承に新羅系帰化人が関与していることを推論している。
- (18) 海外からの朝貢・来朝の記事だけでも、十一例(七年九月・八年三月・十四年二月・是歳・十五年八月・十六年二月・同八月・二十年九月・二十八年九月・三十一年八月・三十九年二月条)を数える。
- (19) 岡田精司氏『古代王権の祭祀と神話』221～229頁など。
- (20) 岩波古典文学大系本『日本書紀』上430頁、頭注一〇。
- (21) 仁徳天皇に関しては、記紀で異同が無い。が、応神天皇は記が「輕島之明宮」(大和國)だけであるのに対し、紀では「一云」として「大隅宮」(難波)も記す。記では応神記に枯野伝承を入れる素地が無いことは、注意しとよい。
- (22) 『折口信夫全集』第二巻「水の女」参照。
- (23) 京、碗田国、海石榴市、血田、日向国、水嶋、火国、阿蘇国、御木国、八女国、的色の地名(国名)起源伝承

がある。

- (24) それらの類似伝承の相互関係については、『箋釋豊後風土記』の田能村孝憲識跋文にある唐橋世済の説以來、多くの研究者により論じられているが、現在でも決着がつかないと言ひ難い。その研究史については、平田俊春氏『日本古典の成立の研究』243～251頁、秋本吉郎氏『風土記の研究』183～189頁、坂本太郎氏『日本書紀と九州地方の風土記』（『國學院雜誌』71の11）などに、詳細に論じられている。
- (25) 秋本吉郎氏『風土記の研究』182～223頁に、紀と九州諸風土記のすべてにわたって、詳細なる比較がなされている。

(26) 『大漢和辞典』巻四、336頁。

(27) 大久間喜一郎氏『古代文学の構想』155～156頁。

(28) 「マヘツキミ」とは、「卿・大夫」にあたる人々で、「最高身分の貴族たち、大臣・大夫」の意とする見解に従う（岩波古典文学大系本『日本書紀』下、283頁頭注三〇）。

(29) 岩波古典文学大系本『日本書紀』上296頁、頭注一の説。宮廷寿歌とする見解で、最も詳細にその論拠を述べたのは、土橋寛氏『古代歌謡全注釈（日本書紀編）』106～107頁である。氏は「天語歌」の用例の他に、『萬葉集』から四歌を資料として挙げ、本歌を宮廷寿歌の系列に加えられた。しかし氏は、本歌を「宮廷寿歌をふまえた物

語歌」とされる。歌詞と所伝の齟齬の問題及び、「ふまえた」という表現がどこをどのように踏まえたかがやや漠然としており、その点に関しては、疑問が残る。

(30) 「ミケ」の「ケ」を「木」と解してよいことは、景行紀十二年九月条に「是居於御木云開」とあり、『萬葉集』20/432に「麻氣波之良」（真木柱）、20/435に「麻都能氣」（松の木）とあることからわかる。

(31) 大樹が倒れて国名に結びつく例としては、『國花萬葉記十』所引の下総・上総の国名起源伝承がある。木が倒れて国名に結び付くという発想に関しては、同種のものであろう。

(32) 同種の伝説を集め、考察を加えた論考として、「巨樹の翁の話」（『南方熊楠全集』第二巻所収）がある。しかし、小稿でとり上げた古代の文献に関して言えば、農耕の邪魔物としての大樹の意識は、みられないように思う。

#### 付記

小稿は、昭和五十三年五月の上代文学会大会において「巨木伝承と歌謡」と題して口頭発表したものに、多少手を加えてまとめたものである。